

# 香川県報



号外3

平成18年

5月30日(火曜日)

## 目次

(●印は、県法規集掲載事項) ページ

### 公安委員会規則

●道路交通法施行細則の一部を改正する規則

一

●香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

一九

### 警察本部告示

●香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程

二〇

## 公安委員会規則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月三十日

香川県公安委員会委員長 神原博

### 香川県公安委員会規則第十三号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成十二年香川県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号ホ中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 放置車両の確認及び標章の取付けのために使用中の車両

第十一条第一項中「別記様式第十五号」を「別記様式第十四号の二」に改め、同条第三項中「別記様式第十六号」を「別記様式第十四号の三」に改め、同条の次に次の七条を加える。

(放置違反金の納付命令)

第十一条の二 法第五十一条の四第四項本文の規定による放置違反金の納付の命令（以下「納付命令」という。）は、別記様式第十五号の放置違反金納付命令書により行うものとする。

2 前項の放置違反金納付命令書及びこれに基づき発行する香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「会計規則」という。）第二十八条第一項の納入通知書に指定する納付の期限は、放置違反金納付命令書を発する日から起算して十三日を経過した日とする。ただし、その日が銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十五条第一項に規定する銀行の休日（以下「銀行の休日」という。）に当たるときは、納付の期限を放置違反金納付命令書を発する日から起算して十三日を経過した日後の最初の銀行の休日でない日とする。

(弁明書の提出の通知)  
第十一条の三 法第五十一条の四第六項の規定による書面での通知（以下「弁明通知」という。）は、別記様式第十五号の二の弁明通知書により行うものとする。

2 前項の弁明通知書に指定する弁明書の提出期限は、弁明通知書を発する日から起算して十三日を経過した日とする。ただし、その日が香川県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、弁明書の提出期限を弁明通知書を発する日から起算して十三日を経過した日後の最初の県の休日でない日とする。

3 法第五十一条の四第七項前段の規定による揭示板への揭示は、別記様式第十五号の三の弁明通知公示送達書により行うものとする。

(仮納付)  
第十一条の四 法第五十一条の四第九項に規定する仮納付のために発行する会計規則第二百八十八条において準用する会計規則第三十二条第一項の納付書は、前条第一項の弁明通知書に併せて送達するものとする。

2 法第五十一条の四第十二項の規定による書面での通知は、別記様式第十五号の四の放置違反金の納付命令をしない旨の通知書により行うものとする。

3 法第五十一条の四第十二項の規定による仮納付に係る金額の返還（以下「仮納付金の返還」という。）は、別記様式第十五号の五の納付金返還通知書により、前項の放置違反金の納付命令をしない旨の通知書に併せて通知して行うものとする。

4 前項の通知を受けた者は、別記様式第十五号の六の納付金返還請求書を提出しなければならぬ。

(督促及び延滞金)

第十一条の五 法第五十一条の四第十三項前段の規定による督促(以下「督促」という)は、放置違反金納付命令書に指定した納付の期限の翌日から起算して二十日以内に、別記様式第十五号の七の督促状により行うものとする。

2 前項の督促状に指定する指定納付期限は、督促状を発する日から起算して九日を経過した日とする。ただし、その日が銀行の休日である場合は、指定納付期限を督促状を発する日から起算して九日を経過した日後の最初の銀行の休日でない日とする。

3 督促を行ったときは、次に掲げる場合を除き、法第五十一条の四第十三項後段の規定に基づき、放置違反金納付命令書に指定した納付の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その放置違反金の額につき年十四・五パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

一 納付命令を受けた者が災害により放置違反金納付命令書に指定した納付の期限までに放置違反金を納付することができなかつたとき。

二 納付命令を公示送達の方法により行つたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、放置違反金納付命令書に指定した納付の期限までに放置違反金を納付することができなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるとき。

4 前項の延滞金の額に千円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(滞納処分)

第十一条の六 督促を受けた者が、放置違反金及び前条第三項の規定による延滞金(以下「延滞金」という)を督促状に指定した指定納付期限までに納付しないときは、法第五十一条の四第十四項前段の規定に基づき、当該督促を受けた者の住所及び氏名、履行すべき金額、履行期限、延滞金に関する事項その他滞納処分に必要な事項を明らかにした書面を作成し、県税の滞納処分例により、徴収するものとする。

2 前項の規定による滞納処分に関する事務は、香川県警察本部長(以下「警察本部長」という)が定めるところにより、警察職員のうちから指定した職員に行わせるものと

する。

3 前項の指定を受けた職員が第一項の規定による滞納処分に従事するときは、別記様式第十五号の八の徴収職員証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

(納付命令の取消し等)

第十一条の七 法第五十一条の四第十六項の規定による納付命令の取消し(以下「納付命令の取消し」という)は、別記様式第十五号の九の放置違反金納付命令取消通知書により行うものとする。

2 法第五十一条の四第十七項後段の規定による放置違反金及び延滞金に相当する金額の還付(以下「放置違反金等の還付」という)は、別記様式第十五号の五の納付金返還通知書により、前項の放置違反金納付命令取消通知書に併せて通知して行うものとする。

3 前項の通知を受けた者は、別記様式第十五号の六の納付金返還請求書を提出しなければならぬ。

(書類の送達及び公示送達)

第十一条の八 法第五十一条の四第十八項の規定による書類の送達及び公示送達については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十条及び第二十条の二の規定を準用する。

2 前項の規定による公示送達における掲示場の場所は、公安委員会の掲示板とする。

3 次の各号に掲げるものについて公示送達を行う場合は、当該各号に定める様式により行うものとする。

一 納付命令 別記様式第十五号の十の放置違反金納付命令公示送達書

二 仮納付金の返還の通知 別記様式第十五号の十一の納付金返還通知公示送達書

三 督促 別記様式第十五号の十二の督促状公示送達書

四 納付命令の取消しの通知 別記様式第十五号の十三の放置違反金納付命令取消通知公示送達書

五 放置違反金等の還付の通知 別記様式第十五号の十一の納付金返還通知公示送達書

第十二条を次のように改める。

(放置車両に係る照会)

第十二条 法第五十一条の五第二項の規定による照会を書面により行う場合は、別記様式

第十六号の車両使用者等照会書により行うものとする。

第二十五条の見出し中「自動車」を「自動車等」に改め、同条第一項中「第七十五条の二第二項」を「第七十五条の二第三項」に改める。

第五十三条中「香川県警察本部長（以下「及び」という。）」を削る。

「第22条の2第1項

第51条の4

別記様式第七号中「、第12条」を削り、

第58条の4

第66条の2第1項

第75条の8第3項において準用する同法第51

「第22条の2第1項 自動車の車両の

を第58条の4 に、 を

第66条の2第1項 使用の本拠 使用の本拠

条の4」

に改める。

別記様式第十五号を別記様式第十四号の二とし、別記様式第十六号を別記様式第十四号の三とし、同様式の次に次の十四様式を加える。

放置違反金納付命令書

第 号  
年 月 日

〒 ー

殿

香川県公安委員会 印

道路交通法第51条の4第4項の規定により、次のとおり放置違反金の納付を命令します。  
 なお、放置違反金の納付は、添付の納入通知書により、下記の納付の期限までに全額を納付してください。

|               |       |
|---------------|-------|
| 命 令 の 件 名     |       |
| 放 置 違 反 金 の 額 | 円     |
| 納 付 の 期 限     | 年 月 日 |
| 納 付 の 場 所     |       |
| 納 付 命 令 の 理 由 |       |

- 注意事項
- 1 放置違反金の納付をしない場合は、法令の規定により、この命令の対象となっている車両の車検を拒否されることとなります。
  - 2 一定の期間内に、この命令の対象となっている車両について、一定回数以上の放置違反金の納付命令を受けた場合は、法令の規定により、当該車両の使用制限命令を受けることがあります。
  - 3 放置違反金の納付に当たっては、先に仮納付用として送達した納付書は使用せず、添付の納入通知書により納付してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第15号の2 (第11条の3 関係)

(表)

## 弁明通知書

第 号  
年 月 日

〒 ー

殿

香川県公安委員会 印

下記の事実を原因とする道路交通法第51条の4第4項の規定による放置違反金の納付の命令に当たって、同条第6項の規定により、次のとおり弁明書及び有利な証拠を提出する機会を付与するので通知します。

なお、弁明する事実がないときは、弁明書を提出する必要はありません。

また、この通知に係る放置違反金の納付の命令に関する手続は、添付の納付書を用いて、指定の金額を弁明書の提出期限までに仮納付することにより、早期に終結させることができます。(裏面参照)

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 納付命令の原因となる事実    |       |
| 根拠となる法令の条項      |       |
| 予定される納付命令の内容    |       |
| この弁明通知書の番号      |       |
| 弁 明 の 件 名       |       |
| 弁 明 書 の 提 出 先   |       |
| 弁 明 書 の 提 出 期 限 | 年 月 日 |
| 備 考             |       |

- 注意事項
- 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先(日中に連絡が取れる電話番号等)、弁明の件名及び納付命令の原因となる事実に対する弁明を必ず記載してください。
  - 2 弁明書を提出する際には、納付命令の原因となる事実に対する弁明の事実を証明する資料(対象車両の売買契約書の写し等)があれば、併せて提出してください。
  - 3 香川県公安委員会は、提出された弁明書に関して、あなた及び車両の所有者その他関係者から報告又は資料の提出を求めることがあります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(裏)

## 仮納付制度について

## 1 仮納付制度とは

道路交通法第51条の4第9項の規定によるもので、放置違反金に相当する金額を、納付命令を受ける前に仮に納付することができる制度です。

## 2 仮納付制度の概要

- (1) 仮納付を行った場合には、後日、香川県公安委員会が納付命令の原因となる事実について、納付命令を行うことが適当であると認めたときに、公示することによって納付命令が行われますので、個人宛に納付命令書を送達することはありません。(道路交通法第51条の4第10項)
- (2) 仮納付した放置違反金に相当する金額は、(1)の公示による納付命令が行われたときは、当該納付命令による放置違反金の納付とみなされます。(道路交通法第51条の4第11項)
- (3) 仮納付をした後に納付命令の対象となる車両の運転者が反則金を納付する等の事実が発生し、香川県公安委員会が納付命令をしないこととしたときは、その旨を通知し、仮納付されている金額は返還されます。(道路交通法第51条の4第12項)

## 3 仮納付制度の利点

仮納付制度の利点は、放置違反金の納付命令を受ける者が仮納付を行うことのみによって、当該納付命令に係る手続を早期に終結させることができる点にあります。

## 4 仮納付制度についての留意事項

- (1) 仮納付制度の適用を受けることができるのは、表面に記載の弁明書の提出期限までに添付の納付書により、指定の額の全額を納付した場合に限られます。なお、分納することはできません。
- (2) 仮納付の場所は、納付書記載の金融機関です。
- (3) 2の(1)の公示による納付命令は、氏名に代えて、表面に記載のこの弁明通知書の番号を表示することにより行います。
- (4) 2の(1)の納付命令の公示の場所は、香川県高松市番町4丁目1番10号 香川県警察本部庁舎正面玄関の香川県公安委員会の掲示板です。



放置違反金の納付命令をしない旨の通知書

第 号  
年 月 日

〒 ー

殿

香川県公安委員会 印

年 月 日付け第 号の弁明通知書により通知した放置違反金の納付命令については、下記の理由により、当該納付命令をしないこととしたので、道路交通法第51条の4第12項の規定により通知します。

|            |  |
|------------|--|
| 納付命令をしない理由 |  |
|------------|--|

別記様式第15号の5 (第11条の4、第11条の7関係)

納付金返還通知書

第 号  
年 月 日

〒 ー

殿

香川県警察本部長 印

あなたから納付のあった放置違反金の納付命令に係る納付金等 (仮納付金) 円  
を返還するので、道路交通法施行細則 第11条の4第3項 第11条の7第2項 の規定により通知します。

なお、納付金の返還は、口座振替又は香川県指定金融機関 (百十四銀行) の窓口での現金  
受取りのいずれかを選択することができます。次の要領に従って手続をしてください。

1 納付金返還請求書の作成 (添付の納付金返還請求書を使用してください。)

- (1) 住所、氏名、電話番号 (日中に連絡を取ることができるもの) 等を記入してください。
- (2) 氏名の後に押印をしてください。
- (3) 支払方法の選択をしてください。

ア 口座振替払を選択した場合は、入金を希望する口座について、次の事項を記載して  
ください。

- ・金融機関名 (日本郵政公社は、取扱いができません。)
- ・店舗名 (本店又は支店等の名称)
- ・預金種目 (普通又は当座のいずれかに√印を付すこと。)
- ・口座番号
- ・口座名義

イ 現金払を選択した場合は、次の事項を記載してください。

- ・金融機関名 (百十四 (銀行) と記載すること。)
- ・店舗名 (受取りを希望する百十四銀行の本店又は支店の名称)
- ・印影届の欄に押印してください。

2 作成した納付金返還請求書は、返信用封筒を使用して郵送してください。

3 支払の確認等

- (1) 口座振替払の場合は、請求の日からおおむね1月以内に指定の口座に入金があります  
ので、ご自分で確認をお願いします。
- (2) 現金払の場合は、支払に先立って、香川県から支払案内書が郵送されます。この支払  
案内書及び印影届欄に押印した印鑑並びに身分を証明できるもの (運転免許証等) を持  
参して、指定の百十四銀行の本支店で現金を受け取ってください。
- (3) 1月を過ぎても口座への入金を確認できない場合又は支払案内書が送付されない場合  
は、香川県警察本部 まで連絡してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第15号の6（第11条の4、第11条の7関係）

## 納付金返還請求書

香川県警察本部長 殿

郵便番号     -    

住 所

氏 名 ㊟

電話番号 ( ) -

年 月 日付け第 号の納付金返還通知書による放置違反金の納付命令に係る納付金等（仮納付金）の返還の通知に基づき、次のとおり、その返還を請求します。

金 円也

| 支払の方法 | 口座振替払<br><input type="checkbox"/> | 銀行 (支) 店       |                                |                                |          |  |  | 現金払<br><input type="checkbox"/> |  |
|-------|-----------------------------------|----------------|--------------------------------|--------------------------------|----------|--|--|---------------------------------|--|
|       |                                   | 預金種目           | 当座<br><input type="checkbox"/> | 普通<br><input type="checkbox"/> | 口座<br>番号 |  |  |                                 |  |
|       |                                   | (フリガナ)<br>口座名義 |                                |                                |          |  |  |                                 |  |

## 注意事項

- 希望する支払の方法の□の箇所に✓印を付してください。
- 口座振替払は、預金口座のある金融機関の店舗名、口座番号及び口座名義を記載してください。なお、預金種目欄にあつては、該当する預金種目の□の箇所に✓印を付してください。
- 現金払は、指定金融機関とその店舗名を記載してください。
- 請求者と受領者が委任により異なる場合は、受領権限についての委任状を添付してください。
- 印影届は、現金払の場合に請求印と同じ印（代理受領者にあつては、代理受領者の印）を押してください。

印 影 届

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第15号の7（第11条の5関係）

## 督促状

第 号  
年 月 日

〒 ー

殿

香川県公安委員会 印

年 月 日付け第 号の放置違反金納付命令書により命令した放置違反金の納付については、その納付の期限（ 年 月 日）を経過しても未納となっておりますので、道路交通法第51条の4第13項の規定により督促します。

下記の指定納付期限までに、添付の納付書により、放置違反金及び延滞金の全額を納付してください。

指定納付期限までに納付されないときは、道路交通法第51条の4第14項及び道路交通法施行細則第11条の6の規定により、強制徴収を実施します。

なお、この督促状が到達する前に納付済みの場合は、行き違いですのでご了承願います。

|               |   |
|---------------|---|
| 命 令 の 件 名     |   |
| 放 置 違 反 金 の 額 | 円   |
| 納 付 の 期 限     | 年 月 日   |
| 指 定 納 付 期 限   | 年 月 日   |
| 納 付 の 場 所     |   |
| 延 滞 金 に つ い て | 道路交通法第51条の4第13項及び道路交通法施行細則第11条の5第3項の規定により、先の放置違反金納付命令書において指定した納付の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その放置違反金の額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞金を徴収します。<br>延滞金の額は、1年を365日として計算し、計算した延滞金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額とします。 |

- 注意事項
- 1 放置違反金の納付をしない場合は、法令の規定により、この命令の対象となっている車両の車検を拒否されることとなります。
  - 2 一定の期間内に、この命令の対象となっている車両について、一定回数以上の放置違反金の納付命令を受けた場合は、法令の規定により、当該車両の使用制限命令を受けることがあります。
  - 3 放置違反金及び延滞金の納付に当たっては、先に送達した納入通知書は使用せず、添付の納付書により納付してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第15号の8 (第11条の6 関係)

(表)

|   |     |
|---|-----|
| 8.5センチメートル  |     |
| 第 号<br><br>徴 収 職 員 証 票<br><br>所 属<br>職 名 (階 級)<br>氏 名<br><br>年 月 日<br><br>年 月 日 | 写 真 |
| 年 月 日生  |     |
| 香川県公安委員会 印  |     |
| 5.5センチメートル  |     |

(裏)

|  |
|--|
| 注意事項   |
| 1 この証票は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の4第14項及び道路交通法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第3号)第11条の6の規定により行う放置違反金等の滞納処分に関し、質問、検査若しくは捜索又は差押えをする徴収職員であることを証明するものである。 |
| 2 この証票は、関係者の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。  |

別記様式第15号の9 (第11条の7 関係)

放置違反金納付命令取消通知書

第 号  
年 月 日

〒 ー

殿

香川県公安委員会 印

年 月 日付け第 号の放置違反金納付命令書により命令した放置違反金の納付命令については、下記の理由により取り消したので、道路交通法第51条の4 第17項の規定により通知します。

|              |  |
|--------------|--|
| 納付命令を取り消した理由 |  |
|--------------|--|

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。











別記様式第二十六号中「自動車使用制限書」を「自動車(車両)使用制限書」に

「第75条第2項

第75条の2第1項」を「自動車の運転」を「自動車(車両)の運転」に

「第75条の2第2項」

「自動車の使用の本拠」を「自動車の使用の本拠」に

「自動車の番号」を「自動車の番号」に改める。

別記様式第二十七号中「自動車は」を「自動車(車両)は」に

「使用制限命令を」を「使用制限命令を」に改める。

「使用制限命令を」を「使用制限命令を」に改める。

「使用制限命令を」を「使用制限命令を」に改める。

「使用制限命令を」を「使用制限命令を」に改める。

「使用制限命令を」を「使用制限命令を」に改める。

「使用制限命令を」を「使用制限命令を」に改める。

この規則は、平成十八年六月一日から施行する。

ここに公布する。

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月三十日

香川県公安委員会委員長 神原博

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成十二年香川県公安委員会規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表三十の項中

第五十一条の四

放置車両に係る指示

を

を

を

を

を

第五十一条の四第四項

第五十一条の四第六項

第五十一条の四第七項

第五十一条の四第十項

第五十一条の四第十二項

第五十一条の四第十三項

第五十一条の四第十四項

第五十一条の四第十六項

第五十一条の四第十七項

第五十一条の五第一項

第五十一条の五第二項

第五十一条の六第一項

第七十五条の二第二項 指示に係る自動車の使用制限命令

○

を

第七十五条の二第二項 指示に係る自動車の使用制限命令

○

に

第七十五条の二第二項 納付命令に係る車両の使用制限命令

○

に

「第七十五条の二第二項」を「第七十五条の二第三項」に、「の使用制限に係る」を「及び自動車以外の車両の使用制限命令に係る」に、「使用制限を」を「自動車及び自動車以外の車両の使用制限命令を」に、「自動車使用制限標章のはり付け」を「自動車（車両）使用制限標章のはり付け」に、「自動車使用制限標章の取除き」を「自動車（車両）使用制限標章の取除き」に改め、同項13中

第十二条 放置車両の使用に対する指示書による通知

○

を

第十一条の二第二項 納付命令に係る納入通知書の発行

○

に

第十一条の四第一項 仮納付に係る納付書の発行

○

を

第十一条の四第三項 納付金返還通知書による通知

○

に

第十一条の四第四項 納付金返還請求書の受理

○

に

第十一条の六第二項 滞納処分に関する事務に従事する職員の指定

○

に

第十一条の六第三項 徴収職員証票の交付

○

に

第十一条の七第二項 納付金返還通知書による通知

○

に

第十一条の七第三項 納付金返還請求書の受理

○

に

第十一条の八第三項 公示送達による命令、通知及び督促

○

に

第十二条 車両使用者等照会書による照会

○

に

改める。

附 則

この規則は、平成十八年六月一日から施行する。

警察本部告示

●香川県警察本部告示第十二号

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年五月三十日

香川県警察本部長 沖 田 芳 樹

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程

香川県警察文書公印規程（平成十二年香川県警察本部告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十二の項中

第九十条第一項ただし書 運転免許（以下「免許」という。）の保留

運転免許保留処分通知書（道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）別記様式第十三の二）

を

第五十一条の四第十二項 仮納付金の返還

納付金返還通知書（道路交通法施行細則別記様式第十五号の五）  
納付金返還通知公示送達書（道路交通法施行細則別記様式第十五号の十一）

に

第五十一条の四第十七項

放置違反金等の還付

納付金返還通知公示送達書（道路交通法施行細則別記様式第十五号の十一）

第九十条第二項ただし書

運転免許（以下「免許」という。）の保留

運転免許保留処分通知書（道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）別記様式第十三の二）

改め、「（平成十二年香川県公安委員会規則第三号）」を削る。  
附 則

この規程は、平成十八年六月一日から施行する。

平成十八年五月三十日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度72%再生紙を使用しています